

第3章 協働編

【協働】の手法 一覧表 ※48 頁から説明する、協働の手法の一覧表です。

	各手法の説明	事業例	関連する要領等	該当頁
(1) 協働型委託	通常の業務委託より協働する意図を強く持ったうえで、協働相手の特性や発想を活かすことを目的に、主に区が実施している事業等を委託する手法	◆公の施設の管理・運営	—	48
(2) 補助 (助成を含む)	協働相手を実施する公益性の高い事業について、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が補助金等を交付する手法	◆地域団体助成事業（コミュニティ活動事業助成） ◆千代田区事業者による災害時備蓄物資購入助成	◆千代田区補助金等交付規則 ◆補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針	49
(3) 共催	イベント等の実施にあたり、協働相手と区が共に主催者となって事業を行う手法 ※事業の実施責任はそれぞれの主体が応分に負う	◆さくらまつり ◆納涼のタベ	◆千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領	50
(4) 後援	協働相手が主催する事業に対して、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が後援者の立場として名義の使用を承認する、または、区が主催する事業に、協働相手が「後援」という形で名を連ねる手法 ※いずれも金銭的な支出を伴わず、信用の付与等で支援を行う	◆区の施策の推進に寄与すると認められるイベント ◆区内大学の公開講座	◆千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領	52
(5) 事業協力	協働相手と区の間で、それぞれの特性を活かす役割分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う手法	◆生活環境改善推進 ◆災害時における区内大学との連携 ◆千代田まちかど見守り隊	—	53
(6) 実行委員会	協働相手と区が新たな組織を作り、そこが主催者となって事業を行う手法	◆文化芸術の秋フェスティバル ◆成人の日のつどい ◆区民体育大会 ◆コミュニティスクール	—	54
(7) 情報提供・情報交換 (意見交換を含む)	区が、協働相手から政策や事業等の提案を受けたり、互いに保有する情報を交換・共有する手法	◆連合町会長会議	—	56

I 協働の定義（再掲）

本ガイドラインでは、協働を次のように定義しています。

様々な活動主体と区、または活動主体同士が、相互の立場や特性を認め合い、共通の公共的な目的を実現するために協力し合うこと。

協働は、区と活動主体（町会やNPO法人など）との関係だけでなく、「町会・自治会とNPO法人」や「NPO法人同士」など、協働の定義に沿って活動主体同士が協力し合う場合も対象となりますが、本ガイドラインでは主に、区が区民等や様々な地域の主体との協働を推進するうえでの協働の手法や、あるべき姿勢を整理します。

II 協働の主体

千代田区における協働の主体（活動主体）は、実施する事業により様々な主体が想定されます。例えば、区内在住者、在勤・在学者、町会・自治会等の地縁団体、企業、ボランティア団体、NPO法人、大学など個人・団体を問いません。

III 協働に適した事業

区の施策や事業の中には、その実施の段階で区民等や様々な地域の主体との協働により進めた方が、一層効果的なものがあります。

こうした施策等は、各主体がそれぞれの特性や能力を活かして取り組むことにより、相乗効果を期待することができ、ひいては参画と協働の意義や効果を高めることにも繋がります。協働を取り入れることが望ましい事業の類型は次のとおりです。

- (1) 当事者性を発揮した主体的取組が期待される事業
⇒安全・安心活動、公園の管理運営、環境美化活動 等
- (2) 独自のノウハウや高い専門性を必要とする事業
⇒芸術・文化活動、相談事業、外国人への支援 等
- (3) これまで区が取り組んだことのないような取組
⇒コミュニティ・サイクルの推進 等

IV 千代田区における協働の基本的姿勢

協働の効果を一層高め、相乗効果を発揮していくためには、区や活動主体（以下、各主体という。）が協働に対する基本的な姿勢を理解しながら、連携・協力していくことが求められます。

（１） 目的の共有化

協働事業を行うには、事業の目的を双方が理解し、共有することが必要です。

（２） 対等の関係・相互理解

異なる立場や価値観を持つ各主体が協働を進めるには、相互の立場や特性を理解し、尊重し合いながら信頼関係を築いていくとともに、対等の関係を保つことが重要です。ここでいう対等とは、それぞれが持つ「資金力」や「人材」等の資源の大きさなどに左右されずに、主体的に持てる力を出し合う関係をいいます。

（３） 自主・自立性

各主体が有する様々な特性や長所を十分に活かすことができるよう、それぞれが相互に自主性を尊重し、自らが分担する役割については、責任を持って自立的に取り組むことが必要です。

（４） 情報の公開

協働事業の活動の内容や協働プロセスの透明化を図るため、各主体は積極的に情報を公開し、説明責任を遂行する必要があります。また、区は協働にかかわる情報を日常的に公開することにより、様々な活動主体の協働機会の均等性を確保する必要があります。

（５） 評価

協働の質や効果をより高めるため、協働する期間や達成目標を明確にし、一定の時期に客観的な評価・検証をする必要があります。

V 協働の手法と特徴、留意点

協働の手法には、「協働型委託」、「補助（助成）」、「共催」、「後援」、「事業協力」、「実行委員会」、「情報提供・情報交換（意見交換）」など、様々な形態があります。

協働の対象となる事業が最も効果的で、効率的なものになるよう、事業の内容により適切な手法を選択することが重要です。

この章では、それぞれの手法の特徴を説明するとともに、主な事業例や、区がその手法を活用するにあたっての留意点を説明します。

(1) 協働型委託

通常の業務委託より協働する意図を強く持ったうえで、協働相手の特性や発想を活かすことを目的に、主に区が実施している事業等を委託する手法です。

協働相手を持つネットワークや特性、能力を活かすことで、区にはない創造性や先駆性が発揮され、区民等のニーズに合ったサービスの提供が可能になります。また、協働相手の発想や専門性、柔軟性を活かした効果的・効率的な実施が期待できます。

【事業例】

事業名	事業概要
公の施設の管理・運営	指定管理者制度

【留意点】

- できる限り多くの活動主体に公平・公正な受託機会を確保するため、原則として競争原理に基づいて受託者を選定する必要があります。
- 委託中のトラブルを回避するためにも、仕様書の内容や契約の進め方などを協働相手に良く説明し、十分に理解してもらう必要があります。
- 単なる区の「下請け化」を避け、協働相手の自主性が発揮された効果的な事業が実施されるよう、受託者の提案・企画を仕様内容に取り入れるなどの工夫が望まれます。
- 事業の最終的な責任は区が負うこととなります。契約履行状況を的確に把握するとともに、事業の実施過程においても協議の場を設定し、情報提供や意見交換を行うことにより、委託業務が確実に履行されるようにする必要があります。

(2) 補助（助成を含む。）

協働相手が実施する公益性の高い事業について、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が補助金等を交付する手法です。

効率性等の点から区自らによる対応が困難な事業や先駆的な事業など、区が直接実施しにくい事業の実施が可能となり、多様なサービスの提供に繋がります。また、協働相手が主体となる手法であることから、自主的・主体的な活動の活発化や、活動のすそ野の広がりが期待できます。

【事業例】

事業名	事業概要
地域団体事業助成（コミュニティ活動事業助成）	コミュニティの活性化を目的に、地域自らが実施する、区民、昼間区民等誰もが参加できる比較的小規模なコミュニティ事業に対し、助成金を交付 ※町会、商店街、PTA、その他地縁により組織され、区民が構成員として参加する団体が対象
千代田区事業者による災害時備蓄物資購入助成	地域防災体制の整備拡充を図るため、千代田区内の事業者が災害時に必要となる物資を備蓄し、資材を確保するための購入費用の一部を助成 ※要件に該当する区内事業所等が対象

【留意点】

- 原資が公金であることを十分に踏まえ、事業の公益性や補助金交付の妥当性について適正に判断する必要があります。
- 資金を提供する側（区）、される側（協働相手）という意識から、対等性を失うことのないよう留意する必要があります。
- 協働相手が補助金のみに関わり、区に依存することで自主性が失われないよう、「補助金の使途確認等の見直しに関する基本方針」（巻末「資料編」87頁）に基づき、補助要件を明確化したり、交付回数や交付期間を限定するなどの工夫が必要です。
- 事業報告等の提出を受け、補助金交付によってどのような効果があったかを事後に検証し、次年度も継続する場合は、事業の評価結果を反映させる必要があります。

(3) 共催

イベント等の実施にあたり、協働相手と区が共に主催者となって事業を行う手法です。事業の実施責任はそれぞれの主体が応分に負います。

協働相手のノウハウやネットワークを活かした企画により、プログラムが充実するとともに、区単独では充足できない区民等のニーズにも対応した事業の実施が可能になります。また、協働相手との協力関係が促進されるとともに、双方の特性や得意分野を活かすことで相乗効果が期待できます。さらには、区が共催することにより、事業を実施する活動主体の社会的信用が増し、活動への理解が深まります。

【事業例】

事業名	事業概要
さくらまつり	桜の開花時期に合わせて、千鳥ヶ淵緑道を中心に靖国神社、神田神社でさくらまつりを開催 ※千代田区観光協会との共催
納涼の夕べ	毎年7月13日に千鳥ヶ淵ポート場で灯ろう流しやコンサートを実施 ※千代田区観光協会との共催

【留意点】

- 相手方の行動等によっては区の信用が失墜するおそれもあるため、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任をもって判断する必要があります。なお、「千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領」（巻末「資料編」88頁～）では、承認の基準を次のとおり定めています。

千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領 第2

1 千代田区が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。

- (1) 行事が公序良俗に反するおそれのあるもの。その他社会的な非難を受ける恐れのあるものとき。
- (2) 行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているとき。
- (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。

- 事業内容について、企画・計画の段階から協働相手と十分な協議を行い、事業目的の明確化と情報の共有化を図ります。
- 企画・計画段階における協働相手の関与度を高め、当事者意識の向上を図り、形式的な共催とならないよう留意します。

- 協働相手にも主催者としての社会的責任が求められることを確認しておきます。
- 協働相手と区との役割分担や、経費負担、リスク対応などについて事前に取り決め、協定書などの書面により、取り決めた内容を明らかにしておきます。
- 随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議します。

・コラム・

公有財産の提供

活動団体の活動が、区の政策目的等に合致する場合に、区が所有する公有財産である施設や物品等を貸与することです。「千代田区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」第4条の規定に該当する場合は、無償または貸付料を減免して貸し付けることができます。

(4) 後援

協働相手が主催する事業に対して、協働相手と区が課題や目的を共有したうえで、区が後援者の立場として、名義の使用を承認する手法です。また、区が主催する事業に、協働相手が「後援」という形で名を連ねることも考えられます。いずれも金銭的な支出を伴わず、信用の付与等で支援を行います。

区が後援することにより、事業を実施する協働相手の社会的信用が増し、活動への理解が深まります。

【事業例】

- ・各主体が行うイベント（区の施策の推進に寄与すると認められるもの）
- ・区内大学の公開講座

【留意点】

- 新規団体も参入できるよう配慮しつつ、区の名称が対外的に公表されるものであることを踏まえ、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任をもって判断する必要があります。なお、「千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領」（巻末「資料編」88頁～）では、承認の基準を次のとおり定めています。

千代田区後援名義等の使用承認に関する事務取扱要領 第2

- 1 千代田区が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が千代田区の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。
 - (1) 行事が公序良俗に反するおそれのあるもの。その他社会的な非難を受ける恐れのあるもののとき。
 - (2) 行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているとき。
 - (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。

- 事業報告の提出を求めるなどして、後援した事業を評価し、成果を明確にするよう努める必要があります。

(5) 事業協力

協働相手と区の間で、それぞれの特性を活かす役割分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う手法です。

相互の特性が活かされ、効果的・効率的に事業を行うことができます。また、地域に密着した活動団体等が協力することにより、地域の活性化や地域住民の連帯感が醸成されます。さらには、区民等の積極的な地域活動参加を促進する効果が期待できます。

【事業例】

事業名	事業概要
生活環境改善推進	生活環境改善の周知・啓発、合同パトロールの実施 等
災害時における区内大学との連携	災害時の帰宅困難者対策として、学生ボランティア派遣と大学施設の避難施設としての一時解放を主な内容とする基本協定を締結
千代田まちかど見守り隊	犯罪から子どもを守り、安全で安心な地域社会をめざすために、小学校・児童館の下校時に、子どもたちの見守り活動やパトロール活動を実施

【留意点】

- 事業の実施前に双方で十分話し合っけて検討を行い、協定書などの書面を作成し、事業の目的、期間、役割分担、経費分担、責任の所在など、取り決めた内容を明確にしておく必要があります。
- 協働相手との信頼関係の構築に努める必要があります。
- 対等な立場での事業協力であることを双方が理解し、どちらか一方の主導で進めたり、役割分担が偏ったり、依存的にならないようにします。
- 随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などを双方で話し合います。

・コラム・

アダプトシステム

アダプトシステムとは、国や自治体が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域住民や企業、団体が引き受け、公共施設や花壇の管理、清掃等を通じ、環境美化活動をする制度です。

千代田区では、町会、ボランティア、地域の商店会や企業を中心とした団体等と協定を結び、道路の緑化や清掃、公園の花壇管理等を行ってもらうことで、公共施設への愛着や地域の方々相互の交流を深めています。

(6) 実行委員会

協働相手と区などが事業実施のための組織を作り、そこが主催者となってイベント等の事業を行う手法です。様々な活動主体の参加が可能であるとともに、参加委員の専門性や地域性、ノウハウやネットワークを活かすことができます。また、それぞれが抱える課題についての共通認識に基づいた運営ができるとともに、相互理解や協力関係が促進されます。その結果、参加委員間の交流・連携が図れ、地域活動の活性化に繋がります。

【事業例】

事業名	事業概要
文化芸術の秋フェスティバル	9月から11月までの3か月を、フェスティバル期間と位置付け、文化芸術活動の成果を発表し、区民等が交流する場を創出することにより、活動の更なる発展と文化芸術環境の向上を図る。企画・運営は実行委員会方式
成人の日のつどい	成人の新しい門出を皆で祝福し、将来の幸福を祈念するつどいとして、成人の日に実施。新成人と青少年委員からなる企画運営委員会形式を採用
区民体育大会	区民参加のもとに、区民体育の振興・福祉の増進・区民相互の親睦を深めるために開催。運営は実施委員会が行う
コミュニティスクール	学校を地域の人々の文化学習や地域コミュニティの拠点として位置付け、区民自らの主体的な活動を促進するとともに、家庭・学校・地域が相互理解を深め、それぞれの教育力を互いに生かすことができるよう地域ぐるみの学習活動を推進

【留意点】

- 区が実行委員会を組織化する場合、目的の達成のために必要な委員を過不足のないよう選出するとともに、事業の目的を各委員に十分説明し、共通の理解のもとで協力が得られるよう努める必要があります。
- 前例踏襲による委員の固定は、実行委員会の自主性や活動意欲の低下を招くおそれがあるため、必要に応じて見直す必要があります。
- 事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図る必要があります。
- 協働相手の自主性を尊重する必要があります。

- 責任の所在が分散したり不明瞭にならないよう、相互の役割分担や経費負担などを取り決めておく必要があります。
- 協働相手側にも主催者としての社会的責任が求められることを確認しておく必要があります。
- 随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議する必要があります。



(7) 情報提供・情報交換（意見交換を含む。）

区が、協働相手から情報の提供を受けたり、互いに保有する情報を交換・共有する手法です。

情報を提供し合うことで、情報収集の効率化や情報の共有化が図られます。

また、協働相手が区の情報を得ることで、活動の幅や可能性が広がると同時に、専門的な知識や技術に基づく提案や意見が受けられます。さらには、共有する地域課題の解決に繋がったり、新たな事業展開が可能となります。

【事業例】

事業名	事業概要
連合町会長会議	連合町会長と幅広い情報交換を行うこと、及び区政の諸問題について協議することを目的に会議を開催
千代田区ミュージアム連絡会	区内の博物館・美術館等が、互いに協力して文化・芸術の振興に資することを目的として、情報交換及び講演会・研修等を行う

【留意点】

- 協働相手との日頃からの率直な情報交換を通じて課題を共有し、協働相手と区との信頼関係を構築するよう努める必要があります。
- 区政に関する情報提供は、結果のみならず経過も説明するよう努める必要があります。
- 区は協働相手の立場を尊重し、対等な立場で、建設的な意見交換を行うよう努める必要があります。
- 団体等からの提案の内容によっては、事業等への反映が難しい場合があります。その場合も、できるだけ事業等に反映できる部分はないか、前向きな姿勢で検討します。反映できない場合には、その理由を明確にする必要があります。

・コラム・

協働事業推進のための人材育成

協働事業を将来支えるための人材を育成する手法です。育成した人材が将来、地域の課題解決を担うことで、結果的に協働事業の推進に繋がることから、協働事業の一形態としています。

千代田区では、子育てしやすい地域づくりのために、地域における子育てや家族を支援する人材の養成・活用を図る「千代田子育てサポート」事業等を実施しています。

第4章 区政情報の効果的な発信

参画と協働を進めていくうえでは、区政にかかわる様々な情報が適切に提供されていなければなりません。

また、執行機関とともに区政運営の両輪である区議会との関係においても、区民代表である区議会がそのチェック機能を有効に果たし、区民ニーズに即した団体意思の決定を行えるよう、執行機関からの適切な情報発信と区議会との情報共有が行われる必要があります。

ところで、区による情報発信が効果的に行われていないと、区民等による区政へのチェックが十分に機能しない場合があるだけでなく、区民福祉に資する様々な区の施策が区民等に十分に認識されず、ひいては、区民サービス向上のために日々取り組んでいる職員の努力が報われないということにもなりかねません。

このため、参画と協働の推進にあたっては、区政情報の効果的な発信についても、あわせて十分に留意する必要があります。

1 区政情報の発信にかかわる基本原則

区が区民等に適切に情報を発信する際には、客観性、透明性、明確性、適時性及び多様性に配慮する必要があります。

(1) 客観性

区が区民等に発信する区政情報は、区民等が区に対して意見や提案を行ううえで重要な判断材料の一つとなります。

区からの情報発信が、区の主観的な判断や先入観に基づいて行われるようなことがあれば、区民等は本来の意図とは異なる意見や提案を行ってしまうことも考えられます。こうしたことが起きないように、区が区民等へ発信する情報は、その正確さはもとより、関係する統計データや法令根拠等をあわせて示すなど、内容が客観的なものとなるよう努め、情報の信頼性を高める必要があります。

(2) 透明性

区民等が触れる区政情報が、区によって恣意的に選別され、また、区民にとって重要な情報が秘匿されるようなことがあれば、参画の場や機会が増進しても、区民等が区に対して的確に意見を述べ、提案をすることができず、真の意味での住民自治は進展しません。

このため、区政にかかわる様々な情報が、区による恣意的な取捨選択が行われることなく、区民等に見えるように努める「区政情報の見える化」は、区民等の区政参画を促進するうえで大変重要な姿勢といえます。

区職員は、「区民等に対して業務にかかわる情報を開示し、説明を尽くすことが原則であり、こうした取組も業務の一環」であるということを十分に認識し、千代田区情報公開条例で原則開示の例外と規定されている事項をみだりに拡大して解釈することなく、積極的に区政情報の提供・発信に努める必要があります。

(3) 明確性

区政にかかわる情報は、区民等から見てわかりやすく示されている必要があります。

「お役所言葉」という表現がありますが、職員にしかわからない言葉や、専門的な知識がないと理解することができない情報等は、簡易な表現を用いたり、図表や注釈等により必要な情報を補足するなど、区民等にもわかりやすい情報発信に努める必要があります。

また、区民等にとって何が重要な情報なのか、区が何を区民等に伝えたいのかが明確となるよう、広報紙など区民等に発信する情報や説明は、簡潔にポイントを絞って行うよう努め、ホームページについては、トップ画面やサイト構成を一層わかりやすいものにしていく必要があります。

(4) 適時性

区による情報発信は、できる限り区民等が必要とするタイミングで適切に提供される必要があります。

せっかく区政にかかわる情報がわかりやすく発信されていても、情報が古かったり、区民等に提供されるタイミングが遅ければ、区民等がその情報を有効に活用したり、区に対して的確な意見を述べることができません。

このため、ホームページ等に掲載する情報等が常に最新のものとなるよう努めることはもとより、区民等に及ぼす影響が大きい区の計画や重要な方針の策定や変更等については、できる限り早い段階で区民等に情報を提供し、それに対して区民等が意見を述べる機会を確保するよう努める必要があります。

(5) 多様性

広報紙や町会掲示板、区役所の窓口、ホームページ、フェイスブック、ツイッター（※1）、動画共有サイト（※2）など、区が区政情報を発信する手段は多様化しています。

一方、個々の環境や事情により、区民等が区政情報にアクセスできる手段が限られている場合があります。

このため、区は広報紙やホームページなど、それぞれの情報発信媒体の特徴を活かしつつ、できる限り多様な手段を活用して、より効果的に区政情報を発信するよう努める必要があります。

※1 ツイッター…「ツイート（つぶやき）」と称される、140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのこと。

※2 動画共有サイト…インターネット上に利用者が投稿した動画を、不特定多数の利用者で共有し、閲覧できるウェブサイト（インターネット上で様々な情報を提供するページ）のこと。

2 区政情報の発信に際しての留意点

区政情報の発信にあたり、5つの基本原則を念頭に置くことは重要ですが、区政情報の発信が目的化してしまうと、本来の意義を損なってしまうことがあります。

例えば、私たちが事業内容を区民等にお知らせする際に、広報紙に記事を掲載したり、チラシやパンフレット、ポスター等を作成すること自体が目的になっていないでしょうか。また、窓口にチラシやパンフレットが雑多に置かれ、区民等が必要とする情報が探しにくくなっていないでしょうか。

情報発信の目的は、情報が必要な対象に伝わることです。区民等が必要とする区政情報の内容や求める質・量は、人により大きく異なります。また、一度に理解できる情報量も人によって異なります。伝えるべき対象となる区民等の属性などを考慮し、どのような媒体を活用し、どのようなタイミングで、どのような内容であれば伝わるのかを考えて、情報を発信する必要があります。

これらを踏まえ、区民生活等に重大な影響がある政策情報は大きく印象的に伝えたり、日常的なイベント・事業はできるだけ簡潔に伝え、必要とする人に対しては、より詳しい情報取得に誘導したりするなど、メリハリをつけた情報発信を心掛ける必要があります。

情報発信のメリハリやわかりやすさ（明確性）が求められる一方で、公開可能な情報が漏れなく公開できる環境を整え、区政に関する詳細な情報を求める人が、必要とする情報を十分に取得できるようにすることも重要です。こうした観点から、区のホームページは、区政に関する情報のデータベース

として機能することも求められています。そのため、情報検索機能を高めながら、ホームページを通じて積極的に区政情報を発信していくことが必要です。

・コラム・

オープンデータ

昨今、国や地方公共団体の公共情報を誰もが使いやすい形で公開する「オープンデータ」の取組が進んできています。国や地方自治体のデータを「公共財」としてとらえ、こうしたデータを活用し、官民が連携して新たな公共サービスの創出や地域の課題解決を目指す取組であり、協働の新しい形態といえます。

しかし、公開するデータの正確を期すためにデータの確認に時間を要することや、データを二次利用しやすい形式に変換するための費用がかかること、データの二次利用により生じた損害に関する責任の所在を明確にしておかなければならないことなど、課題もあります。

第5章 参画と協働の推進に向けた今後の展開

参画と協働にかかわるガイドラインは、策定するだけでなく、それが区政運営の様々な場面や事務事業の執行の中で実践に結びつき、目に見える形で区民等による参画や区との協働が推進されていく必要があります。

このため区は、参画と協働を取り巻く社会的背景や、これを推進する意義などを踏まえ、区政運営の様々な場面で、本ガイドラインで掲げた参画と協働の手続を確保し、また、区民等による協働の取組を積極的に支援していきます。

ところで、参画・協働の場や機会を通じて、区政に関する様々な意見や提案が区民等から寄せられます。

区による参画・協働の推進が目的化し、単にアリのバイ的に意見を聴きとることに終始してしまつては、参画・協働を推進する意義は失われ、その目的は達成されません。

このため区は、こうした意見・提案を聴き取るだけでなく、庁内はもとより、区民等や区議会とも共有し、区政運営や事務事業の執行・見直しに有効に活用するとともに、意見・提案を寄せた区民等に対しても説明責任を果たしていく必要があります。

1 庁内、区議会及び区民等との情報共有

区民等から寄せられた意見・提案を所管部署だけで抱え込み、その対応を検討するだけでは、分野横断的な課題や新たな課題に十分に対応することはできません。

このため、参画・協働の場面を通じて得られた区民等の意見や提案は、できる限り速やかに庁内で共有し、各分野の施策や事務事業の立案や見直しに有効に活用することが重要です。

また、二元代表制をとるわが国の地方自治制度において、千代田区としての団体意思を決定するのは議事機関である区議会です。このため、区民等から寄せられた意見・提案については、執行機関のみで活用するのではなく、政策形成過程においても、区民代表である区議会と速やかに共有し、議案の議決や予算・決算の審議等にも有効に活用してもらえよう努める必要があります。

さらに、寄せられた意見・提案を広報紙やホームページ等で公表し、広く区民等と共有することにより、参画や協働の場に立ち会うことのできた区民等だけではなく、広く一般的な区民等の区政へのさらなる関心を喚起することや、区民目線からの新たな発想を引き出すことにも繋がり、ひいては住民自治を一層促進することに繋がることが期待されます。

2 区民等へのフィードバック

区民等から寄せられる意見・提案の中には、財政上の制約や費用対効果の面から実現が困難なものや、関係団体等との調整が必要であるなど実現に向けて時間が必要となるものも含まれます。

しかし、いずれの意見・提案も、区民等が貴重な時間を割き、区政のことを真剣に考えたうえで寄せられたものであることには変わりありません。

このため、区は単に意見・提案を聴き取るだけではなく、受け止めた意見・提案の取扱いや、今後の対応等を真摯に検討し、意見・提案をした区民等に対して、その結果をフィードバックすることが重要です。

ところで、区政運営や区の事務事業に対する区民等の考え方は様々であり、すべての区民等の意見・提案を区政運営に反映することは不可能です。

このため、区民等からの意見・提案に対して、区はそれを踏まえた対応をとることができないことも当然考えられます。

この場合、区としての考え方や結論を曖昧にするのではなく、意見・提案を反映することのできない理由や背景等を明確にし、区民等に対して十分な説明責任を尽くすことが肝要です。

3 参画と協働の進捗状況の把握と検証

区民等の自治意識の高まりに応じて、参画と協働に関して区民等が区に対して期待する内容も異なってくるのが考えられます。

区は本ガイドラインを策定するだけではなく、これを運用した結果、区政運営において参画と協働がどれくらい推進され、区民等の意識や区政運営にどのような変化（効果）があったのかを定期的に検証する必要があります。

このため基本計画の改定等のタイミングに合わせ、本ガイドラインの運用状況や、参画と協働の進捗状況に対する区民等の評価の把握に努め、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行っていく必要があります。

